

第3回 新宿区基本構想審議会 会議録

平成18年8月4日(金)

午後1時30分～4時

新宿清掃事務所 大会議室

議 事

1 新宿区民会議提言 章について

2 その他

卯月会長　それでは、定刻になりました。ただいまより第3回新宿区基本構想審議会を開会したいと思います。

本日は午後4時までの予定になっておりますので、議事進行につきまして、皆様どうぞご協力をよろしくお願いいたします。

本日の出席議員は27名で、委員の半数以上の方にご出席をいただいております。新宿区基本構想審議会条例第6条2項の規定に基づきまして、本日の審議会は成立していることをまずご報告させていただきます。

それでは、事務局から配付資料の確認をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局　それでは配付資料の確認をさせていただきます。

本日は、事前の資料を送付させていただきましたので、そちらの送付した資料が本日の審議資料となります。

まず、資料1といたしまして、区民提言審議用資料（章　まちの記憶の再生と環境の創造）というA3版の資料になります。資料2、新宿区民会議提言項目一覧表　章、こちらもA3版の資料になります。それから、第2回の基本構想審議会の会議録ができましたので、本日、お手元の方に配らせていただきました。それから、前回第2回の審議にしまして、基本構想審議会意見提出カードが3名の方から提出されておりますので、そちらの方もお席の方に本日配付させていただきます。

以上です。ない方がいらっしゃいましたら、事務局の方にお申し出ください。

卯月会長　資料のご不足ございませんか。はい、ありがとうございます。

前回、お話いたしました意見提出カードの取り扱いについてでございますが、本日3枚、3人の方からいただいております。ご確認であります。いただいた意見につきましては、審議会の中でのご発言と全く同様のよう整理をさせていただきます。

今後、骨子案など審議に対して、事務局が審議会の中で議論される内容を整理するとき、同様に整理をするということにしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、2でございますでしょうか。津吹委員のご指摘の1番目、審議会の時間が限りがあることを理由に意見を聞かずにしてしまうのは、問題ではないかというご指摘がございました。

しかし、なかなか限られた時間の中で、この膨大な区民会議の提言を議論するには、いろんな工夫をしなければいけないということをご理解いただきたいと思いますので、この

意見カードについては十分尊重する立場で、骨子案を作成に向けて努力するという一方で、ぜひ、ご理解、ご協力の方をよろしくお願いいたします。

さて、それでは、本日の議題は、新宿区民会議提言 第 1 章、これがメインのことでございますので、早速、議題 1 に入りたいと思います。

それでは、資料 1 につきまして、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料 1 のご説明をさせていただきます。座ってご説明をさせていただきます。

資料 1 の 1 枚目なんですけど、前回同様の資料でご説明した際と全く同じでございますので、まず 1 番に現況と課題を整理させていただいております。その背景になる統計が 3 ページ目以降に順次整理をしておりますので、後ほど、適時ご参照いただければと思います。

それから、2 番目、区民の意識、意向と提案ということで意識調査の主要データとそれから区民会議の提言の概要というのを整理をさせていただいております。

この区民提言の詳細につきましては、資料の 2 の方にもう少し詳しい構成というものが整理をされておりますので、こちらの資料を参照いただければと思います。

それでは、まず 1 番の現況と課題のところですが、第 1 章の中身といたしましては、みどり、公園整備それから、景観まちづくり、文化、観光、環境といったあたりが対象になるかと思います。

まず、みどりの問題に関しましては、新宿区の現状としては、その緑被面積が近年減少傾向にあると、それからその比率、緑比率も同様に減少傾向にあるという状況がございます。

それから、緑被面積の大部分は民間の用地が占めていますので、民間主体の取り組みということが非常に重視されるという状況になっているということがございます。

それから、公園に関しましては、総面積、1 人当たり面積ともに他の区と比較して決して高くない水準にいます。これを 1 人当たりで見たときの面積というのが、近年人口が増加したこともあって低下傾向にあるということがございます。

それから、景観まちづくりに関しましては、水辺であるとか、緑、あるいは歴史的な景観、あるいはその地形のバリエーションの豊富だといったようなことで、景観資源に非常に恵まれた地域だということが言えるかと思います。

これに対して、この景観というのを守るとともに改善していくという取り組みが、その景観まちづくり条例の制定によって進められているという状況にあります。

それから、文化の側面に関しては、非常に多くの文化的な資源を有しているということ、それから、その観光の面で言えば、ご案内のとおり非常に高い集客力を持っている地域であると。これは国内の鉄道における旅行を企画する一つ見てもそうですし、訪日外国人の来訪率というものも極めて高い水準になっているということでございます。

この背景として、観光資源というような景観であるとか、歴史的な資産といったものも非常に豊富、あるいはその都市的な機能というのも集積が非常に高いということがございます。

それから、環境の面に関してですが、こちらに関しましては、そのごみの収集量、非常に過去10年間というスパンで見ると、大きく減少したと、減量化の努力が進展をしたということかと思いますが、平成12年以降は、この減少傾向がやや減ってきているという状況がございます。

それから、その資源の回収量に関しましては、平成12年をピークに減少してきたという経緯がありますが、ここ2年ぐらいは横ばい状況にあるということでございます。

それから、公害等に関しましては、やはりこの地域の特徴として騒音に関する苦情というのが非常に多いという状況がございます。

それから、地球規模での環境問題に関して言えば、新宿区内のエネルギー消費量を部門別で見ると、業務分野での民生部門とそれから運輸部門における増加というのが多くなってきているということです。

第 章に関連するものを統計等で見られる新宿の現状はこういった状況になります。

それから、1ページ目の右側のブロックですが、区民の意識・意向と提案という部分で、まず意識・意向の部分ですが、公園に対する要望として、ちょっと安全面での要望、あるいは清潔にしてほしいといった要望が見られます。

それから、景観面に関しては、まずその景観基本計画の存在の認知度というのが低いということが課題として挙げられます。8割の区民の方がご存じないというのが実態ということでございます。

それから、その景観づくりで大切というふうに考えられている点として、その緑の面、それから電線・電柱の問題が挙げられていると。それから、イメージ向上に重要ということでも、その緑と水で、それから景観ということは挙がってしまして、やはりまちの環境をよくするためにこの2つの要素、重要性というのは高いというのは区民の意識からも見られると。その中で、区民がみずから協力できることとしては、身近なベランダですとか、

玄関ですとか、身近なところに緑を、花を置くというようなことが挙げられていると。それから、環境面での満足度も含めて、先ほど公害のところでも申し上げた騒音に対する不満度が満足度に比べて著しく高いという問題、それから緑、水辺の活用という面でも、やや不満度が高いといった点が少し問題として挙げられます。

一方、地域の資産として後世に伝えたいものとして、歴史ある緑を残したいということ、あるいは、歴史ある町名だとか、坂道、風情、これも景観に続くんですけども、こういったものがやはり挙げられているということがございます。

その確かなこととして、こういったものをわかりやすく来街者の方々、あるいは周辺の方々に示していくための工夫ということで、そのご説明板であるとか、ルート・マップの作成といったことが挙げられているということでございます。

また、こういった市街地環境の整備というのが観光面でも重要ということが指摘をされているということでございます。

それから、その区民の皆様のご提案の内容ということで、提言書の中で第 4 章の柱立てをこちらでご説明をしています。ご案内の内容かと思いますが、一応構成をご説明させていただきますと、第 4 章の内容としては、まず一つ目として、水辺と森の復活ということが挙げられています。

それから、2 点目として、景観は区民共有の財産であるということで、その景観の維持活用のための取り組みというのを挙げられています。

それから、新しい才能・文化を常に吸収し続けるまちというタイトルで、新しい文化創出の取り組みの必要性ということがうたわれているところでございます。

それから、歴史の中で結実したホンモノの文化を継承するということで、これは区の財産として持っている文化的な資産というものをきちんと次の世代に継承していくことの大切さということが打ち出されていると。

それから、右側の方にまいりまして、みどりと水、太陽の豊かなまちということで、市街地の環境の整備への取り組みということを挙げております。

それから、人間本位の生活環境を重視したまちということで、主にまちの美化の問題が挙げられていると。

それから、持続可能な資源循環社会の構築ということで、これ身近な環境問題の取り組みですね。

それから、地球温暖化の防止ということで、地球規模の環境問題について、教育とか啓

発の取り組みというのが挙げられております。

それから、E c o E c oと言っている環境と経済の調和に取り組むまちということで、これは環境問題に取り組む社会システムの問題が挙げられていると。

それから最後に、すべての人のみならず、次世代が心豊かに安定的に生活の質を維持できる社会を目指してということで、生活スタイルを含めた総合的な持続可能な社会づくりということが挙げられている。

以上が第 章の提言書の骨子ということになります。

1 ページをおめくりいただきまして、事務局なりに検討整理をしまして、この 章の中で、特に提言書の中で特徴的な部分、あるいは重要と思われる部分というのを再整理しております。

まず 1 点目として、水辺と森の復活の点についてですが、これは新宿の持つ豊かな森であるとか、水辺というものを再生をして、特に連続性を回復して残していくという点が非常に重要な論点なんじゃないかというふうに思っています。

それと、もう一つは、地形の変化が豊かであるという特性、これも生かしながらまちづくりをしていく必要性が指摘されている。これが重要なポイントではないかとまず考えています。

それから、2 点目として、景観は区民共有の財産という部分ですが、こちらに関してはいわゆる景観というのが各地域でもっている資源であるというふうにとらえて、それを区民はすべて活用し、生活に豊かさをもたらせるものとして享受する権利を持っているというこの立場、とらえ方ですね。非常に特徴的でかつ大切なことなんではないかなと。同時にそれを守り、育てるのを受け継いでいく努力をするということが区民一人一人に求められているというこういう姿勢が非常に重要というふうに考えます。

それから、そのまま下がっていくんですが、そういった取り組みを地域からの視点と発想によって計画をつくって、区民と行政の協働によって進めていくというこれが姿勢として明確に打ち出されているという点を非常に重要というふうに考えます。

それから、3 点目として、ホンモノの文化の継承と新しい才能・文化の吸収という論点ですが、こちらのまず現在共有しているこれまで受け継がれてきた豊富な文化資源というものを、改めて区民共有の財産として見直して、これを親しみ、継承していくという取り組み。さらには、それを観光などのまちの活性化にも生かしていこうという取り組みですね。こういった取り組みが打ち出されているということもとても大切なことだと思います。

その中で、特に歴史の中で培ってきたホンモノを見分ける力というものが、今、非常に重要で問われているんだという考え方も非常に重要なことではないかというふうに考えています。

それから、2点目として、伝統的な産業、文化等を尊重しつつも、新しい才能であるとか、文化、これを呼び寄せ、生み出していくということについても、特に重要なものとして取り上げているという点がとても大きなポイントだというふうに考えていまして、その活動の場を提供して支援・育成するということを通じて、区民が新しい文化を楽しむだけではなくて、みずから表現する、あるいは支援するという形で主体的にかかわっていくというこの取り組みというのが打ち出されているということがとても重要だというふうに考えます。

それから、みどりと水、太陽の豊かなまち、人間本位の生活環境を重視したまちという点、こちらのみどりと水の快適空間を保全・創造していくための施策ということが重要なポイントとして挙げられているという点も大きな論点だろうというふうに考えます。

それから、人間本位の生活環境を重視したまちを目指して、地域の美化活動の対策ということも重要なポイントとして挙げられているということだと思います。

それから、5番目の論点として、こちらの環境問題に関して、区民と事業者と行政の3者がそれぞれ連携して取り組んでいくということ、そういった姿勢であるとか、取り組みの具体的な内容というのはさまざまな観点から打ち出されるということ、これも大切な論点であろうというふうに考えています。

それから、最後のカテゴリーですけれども、すべての人のみならず、次世代が心豊かに安定的に生活の質を維持できる社会。つまり、持続可能な社会づくりというものをそれを担う人材づくりの部分から教育・子育ての段階から、目標として掲げて取り組んでいくと。また、次世代の子どもたちを主体的に参画させる姿勢、これが非常に重要な論点なんではないかというふうに考えています。

説明は以上でございます。

卯月会長 はい、ありがとうございました。

それでは、提言書第 3 章についての審議を始めたいと思います。

この提言書第 3 章は大変膨大な量でございまして、委員会とか分科会で申しますと、第 1、第 3、第 4、第 5 と 4 つの分科会にまたがった創造的な提案になっておりますので、ぜひ活発な議論をお願いしたいと思います。

ご意見おありの方は、挙手をしていただき、お名前を申しわけありません、言っていたから、ご発言をお願いいたします。

それでは、どうぞ、どなたか、ご意見のある方よろしくをお願いします。

最初は話しにくいですね。

それでは、申しわけありません。第3分科会の山下委員から、ちょっと第3分科会がどうなことを考えたか、ちょっと補足していただいてからと思います。

山下委員 第3分科会ですが、山下と申します。

第3分科会の取り組みというのは、まちづくりについてかなり広範でありまして、その中でいきますと、頭の水辺と森の復活から、次の景観は区民の共有の財産、それから、レジメのところの全部ではありませんけれども、歴史の中で結実したホンモノの文化を継承するを、この中では主に議論しております。

それで、頭のところなんですけども、まだ初めの水辺と森の復活の考え方なんですけれども、基本的にこれまでの歴史もそうですし、それから、それぞれ産業、それから文化的な営み、それから、産業のコミュニティ的ないろんな集積とか、そういったものを全体的に現在に至るまで、きちんと地域が積み上げてきたものということで、非常に素朴なレベルから非常に高度なものまで含めて、全部を地域の資産として位置づけましょうということが大前提にありまして、その中にハードの部分として、基盤的な地形だとか、自然だとかいうものも全部含んでという考え方もしております。それらを資源として見た、もう1回、今のところ、今のこの開発ですとここ昭和時代に、あるいは平成の時代で動いてきた流れを、もう一度地域というところから全部、その価値を見直すというところからのスタートということで、その資源を生活者、あるいはその地域の人間から見たところの資源の価値の見直し、その上に立って、資源をどうやって今後生かしていく、あるいはその次の世代にどうバトンタッチしていこうかというところの考え方が大前提になっています。そういうことでありまして、かなり細かいレベルから、それから、実際に現実的にできるのかどうかというような、例えば、神田川の上にかかっている高速道路の地下化とか、そういうかなり将来的に大きなビジョンを描いた上で、やはり今の基本構想というレベルでは、やはりうたった方がいいだろうというそういった若干、今から言うと、なかなか難しいかもしれないけども、でも区民としてはこういうふうな展望を描いているよとそういうことまで含めて書いてあるということです。

それが、水辺と森の復活というところの基本的な考え方になっています。

例えば、環境の修復回復型のミティゲーションみたいな考えと、そういった大きな流れの中で、どうしても開発的な動きの中で変化するのであれば、かといってそれを失うのではなくて、まだ新たに創造するようなそういった仕組みももっていきたいというふうなのがあります。

みどりについても、通常は個人の権利の持ち物に入っている敷地内の緑を、あるいは地域の公園の緑もそうですけども、そうでなくて、やはり地域という見方で位置づけを見直した上で、それをどうするのかというようなことを考えていきたいということなんです。

地形については、これも開発の中では削られたりいろいろしていますけども、これは景観だとか、あるいは生活だとか、いろんな意味で絶えず改変されるべきものではないだろうということで、代々、世代にわたって記憶の中に残っていくものということで、非常に生活の足の下の話みたいな部分もありますけども、そういうことじゃなくて、見直したいというのは水辺と森の復活なんです。

景観は区民共有の財産という2つ目のところですけども、これについても基本的に今の資源ということの延長に立っておりまして、確かに新宿というのは変化の激しいまちであり、絶えず新しく取り入れていくというそういう流れはあるとしても、そうはいても、その地域らしさ、例えば、あるまちの何とか町らしさとか、この界限落差というのについてももう一度きちっと意味を問い直したいということを考えておりまして、その中で景観というものを地域でやはり見直すために、地区協議会、現在の地区協議会でこれはできるかどうかというのはまた別のところの議論になりますけども、地区協議会というものをシンボリックに言葉として使っておりますけれども、地域の人たち、あるいは地区協議会連合といいますが、地域全体をわたるような景観というものですので、そういったものが区の財産としてどういうふうにとらえていくべきなのか。

それから、歴史的建造物という非常に価値のあるような、わかりやすいものもありますけども、一方で界限とか、コミュニティとかいうもっとソフトな部分のまちらしさですね。地域らしさ、そういったものについても景観、あるいはコミュニティの連続性ということも含めて、それ自身を区の全体の財産として位置づけて、その中で個々の政策を見ていくべきだろうというふうに考えています。

ただ、保全型的な、どうしてもその地域で考えていくと、今の開発に対する批判というのはかなり強いということがありまして、保全型といいますが、守る方に立ち入っている言葉でございますけども、一方でその新宿の顔ということで、今、いろんなプラスの面で

も、マイナスの面でも話題になっている、超高層ビルですね。そういったものの扱いをどういうふうにとらえていくべきなのだろうということの議論もしております。

ただ、これにつきましては、対処としては2つあると。よしとする意見。やはり、超高層というのはある目的、住居系については好ましくないだろうという意見もあったようですね。必ずしも整理はされておられませんけれども、ただ、新宿のそうですね。西新宿だとか、ある意味で高さ制限、高度規制が外れているようなところについては、またある意味の積極的な意見が出たりもしております。一本化されているわけではありませんけれども、ただ、あるコントロールのもとにきちっとした開発の方向性を検討した方がいいだろうということがあります。

ざっとそんなところですね。

卯月会長 はい、ありがとうございます。

委員の方で、これ以外のことで何かご意見ございましょうか。

廣江委員 立教大学の廣江でございます。

水辺の森の復活は非常にご丁寧に議論していただいていると思いますので、大変、関心深く読んだんですが、大枠のところを教えていただきたいところがございます。例えば、127ページでございますが、お聞きいただけますでしょうか。

127ページの第3段落目、ここにこれからのまちづくりには、経済効率優先のまちづくりから、人間性豊かで持続可能な社会を形成していくためのまちづくりが問われていますと。よくこのように言われるというので、恐らく皆様、こう思っていると思われるんですが、とても経済政策的な視点で言うと、経済効率を考える。同時に人間性も考える。持続性のその中でやはり占めていく問題であるという、どこで調和させるかというかなり大きな課題があるんですね。今後、そういう視点からすると、ここの議論の中で経済効率優先の何が間違っていたのか。どういう思想が間違っていたのか。どういう政策が間違っていたのか、このあたりの議論をどのようにされていたのかということをお教えいただければありがたいと思うんです。

卯月会長 これは山下さんをお願いします。

山下委員 山下です。

我々としては、できれば、経済的というか、新宿というのは経済活動の激しいところがあると思いますね。住居と業務系が半々ですので、そういう意味で経済活動というのは別に否定しているわけではないと思います。議論、ずっとグループで話していたわけではご

ざいませんで、全体的な雰囲気も含めて申し上げるだけですけども、経済的な活動を否定はしないけれども、ただ、地域には地域のルールがあるんでしょと。例えば、今までは、意外にその地域というのは、ディベロッパーの動きがそれほど激しくなかった時期には、地域は地域で、その建築にしても、開発にしても、そんなルールをもっていたので、それが残っているところは出しつつある。そういうのは地域らしさを持っていたんだろうと思います。

そのディベロッパー的な発想でいくと、建築の床面積をあげればいいのか、それで人口系の場合は一定逃げてしまうといえますか、寝ぼけて逃げてしまうというのがディベロッパーですので、そうすると、地域に何を残したのかというのはよくわからない体質になってしまう。結局、その動きが、地域と開発者、つまり利益を追求する活動と、むしろその地域のコミュニティとか、地域全体のある調和ある発展というようなところをする上での逆行を大きく言うんだらうと思ひまして、その辺が言葉として人間性豊かだということところが、実はイコールギャップなんだらうと私は思っております。

開発イコール高い建物とか、大きな開発などの利益を生むような場所というのは、正しい図式があるかということ、バブルの後の動きを見ていけば、バブルのときに大きな開発をしていた日本橋界隈、あるいはほかにもありますね。東京各地であったと思ひますけども、それが今は少しずつ経済回復したと若干の持ち直しはありますけれども、いまだにビルを貸しているところは低迷しているというような流れもあるわけで、結局、今としてその地域を見たときには、これ地域が壊れ、コミュニティは壊れ、テナントが入っていないビルがたくさん集積しているということで、今、あたふたしていると思ひんです。その辺の経済優先といっても、経済活動を重視するといっても、でも、ある方向を間違えるとそんなことになってしまって、言った結果はその地域としては、そういうふうなダメージだけがこうむったことになるんです。というふうなところで、ですから、その辺のかじ取りですね。経済活動と地域性というものの調和、あり方というんですか、その地域らしいある動き方、育て方ということも含めて、これからの開発、あるいは整備というのは考えていく必要があるだらうという部分だと思ひているんです。

廣江委員　お考えについてはよくわかるんですけども、多少その点をこういう考え方を部会で確認をさせていただきたいんですが、例えば、今のご意見ですと、開発自体が逆に今度はコミュニティに何を残すかというときに、コミュニティの側から今度は何が残されているかということを引きちと考える必要がある。それは大変大切だということが第一

なんですね。ですから、つくり逃げ言葉でしたっけ、それはありましたけれども、ということについてはきっちり社会的なコントロールが必要だというふうにお考えだと思いますね。これがまず第1点。

それからもう一つは、時間軸を置いてみると、ある経済活動が本当によかったかどうかという、いろいろその社会とコミュニティが崩壊するところは、社会的コストですね、それは。つまり問題を起こしているの、多少時間軸をきっちり長くにとって、考えてみるべきだと。その上で本当の効率が何かということを考えている意味が多分ここでいう経済効率ではなくて、きちっとした社会的な視点での経済効率性を重視して、何をつくっているのかということを考えたいと思いますね。というふうに確認させていただきます。たとえば、今後、議論になることが周りの緑地を確保するために、緑地をつくるかわりに、新しい開発には容積率を認めますよ。つまりお土産を出しますよというのがありますね。となるとかなり高層建築ができる。そういう考え方についても、本当にいいかどうかということコミュニティの側から考えていく必要がある。新宿にとって最適な開発とは何かということを考えましょうよ。開発主体は、地域に対してこれは責任を持つということ住民の側から明確にする必要はあるんじゃないか。そんなことじゃないと思うわけです。そういうふうにご考慮してよろしいでしょう。

寄本委員 お尋ねしたいことが2つございます。

一つは、公園とみどりについてでございますけれども、公園という名前がないわりには、みどりを提供していく必要があると思いますね。例えば、お寺。新宿区はどのようなお寺があって、それが近くの人たちのみどりの憩いの場所になっていることもあると思うんですけども、名前は公園ではないけれどもみどりを提供しているものにたいしまして、どういう計画、というかとらえ方をしているをされているのでしょうか。

もう一つは、ホームレスの問題がございまして、ホームレスの人たちには人権問題とか重々わかっております。しかし、公園であって公園でないようなそういう事態が起こっておりますよね。そういう問題を景観、みどり等の関連でどう考えられているのかお聞きしたいんですけど。

卯月会長 みどりの話はむしろ第4分科会の小宮さんがですかね。どうでしょう。

第4分科会でその辺の議論はされるのであれば、もしあれば、無理には申しませんが。

小宮(徳)委員 第4分科会は、みどり・環境、リサイクルというテーマで検討結果をしたり、会長さんから説明があります。後ほどまた、多分私がお進めをさせていただきます

ことがありますので、トータルご質問をいただいて。

卯月会長 山下さんは、何かあります。

山下委員 山下です。第3分科会の方も、随分象徴的のようで、都市の森14のみどりのかたまりという言い方で意見を出させていただいていると思いますが、その中ではみどりの問題として、現在、例えば新宿御苑なんか、大きなみどりのかたまりのほかに、実は大きく、以前にさかのぼると、昔の大きな藩邸の跡で、まだみどりを残しているもの、それから先ほど、今、ご指摘のように寺社ですね。その中の地域の森みたいな形でまだ残っているものはたくさんあるということで、それらをどうするんだろうということを考えて、できるだけそれらをもちろん残す。あるいは拡大する方向でいきたいと。その私有地化されている部分について、やはり一番問題になってくるだろうと思うんですが、お寺さんの今、かなり再構築ということで、開発をしようとしているところもあって、必ずしも従来どおりのみどりが残っているわけでもなさそうだというのは、今までと同じだと思うんですけども、それについて残してくださいと周りは言っても、やはり先ほどの経済的な活動云々の話で、なかなか難しい。

あるいは、大きな木を残したのはいいけれども、その維持費が補助的に出てくるのは、年間で数千高、本当にわずかに対して、実際にその木の剪定、あるいは落ち葉の処理とか全部含めると、年間100万円ぐらいかかってしまうというのはそれは現実ですという声が返ってきちゃうわけですね。それをどうするのかというところについては、今までと同じようにみどりは大切だとか、これは保護しろだとかいう言い方だけではどうもうまくいかないというところは議論しております。

新しいそうするとみどりを残す。あるいはみどりを拡充する仕組みというのは、何らかの方法で施策的に必要だろう。あるいは、住民も含めて、区民も含めて、新しい意味の自己負担といいますか、地域の自分たちの環境をよくするための何らかのお金の出し方、あるいは企業の参加の仕方とか、そういったものを含めて考えていかないと、今の寺社の問題も、それから藩邸跡地と言われているその周知、みどりの保護の問題、なかなか難しいねというところまでは議論しているんです。そこまでで残念ながら提言という感じで終わってしまっているのが第3分科会での時間的なものを含めての限界でした。

卯月会長 もう一つ、寄本先生から公園におけるホームレスの問題が出されましたが、これについてどこかの分科会で議論したところがありますか。

私はちょっとよくわからないんですが。

成富委員　これは最初からテーマを考えると時から、ホームレスの問題、どこで取り上げるのかという話は一度したことがあるんです。一度というかそこら辺をどうしようかということで、僕らのところは高齢とか、福祉にかかわることで、当然、そういう議論は出てくるだろうと予想はしていたんです。

ただ、僕のところで、例えばコミュニティの問題とか、公園に絡んで出てくる問題ですので、そういうものが取り上げられるんじゃないのという予想で、我々のところもそれは十分、議論はしてあるんですけど、トータルに議論していると思いますね。

だから、逆に言うと、そういう問題が議論されなかったのはなぜかなと。公園とかそういう問題を議論するときに、何で出てこなかったというちょっと疑問が一つあります。ホームレスに対して第2で少し議論されまして、住民の方、区民の方は非常に興味を持っておられる方が結構いて、その点は非常に発言が多かったです。もちろん、かかわり方によって一般的な問題として考えている方は、やはり日本の経済開発の話も出ましたが、一つはやっぱり世界共通の問題ですけども、そういう問題として日本の社会のあり方として考えるべきだというような意見ももちろんありました。あるいはその人権というか、相手たちも人間としてどう生きていけるのかというような視点もありましたが、一方、区民の方、身近に接しているというか、近くでそういう方がいるような方は、非常に否定的なというか、ある意味、そういうホームレスをただ支援していいのかという議論が随分出ました。

ただ一つ、行政の方の施策は随分変わってきて、ようやく国の支援法ができて以降、東京都でも計画をつくり、そして新宿区でもそういう新計画という、従来よりは多選択なというような、一つのパターンだけで支援するというのではなくて、幾つかその人にあわせた支援パターンをつくりながら、基本的には住居や職業支援をしつつ、自立していけるような方向で支援するという、一つのプログラムが従来、民間とか、そういう取り組みしかなかったわけですけど、行政もいろいろと本格的な形で取り組み出したということで、随分、新宿のホームレスの方、数が把握できている限りだと思いますけど、数としても減ってきたと。経験的に言っても、だいぶ少なくなっている話がありますが、これはいろんな状況で施策がうまくいったからそうなっているとは限らないので、今後どうなるかわからないという話です。

ですから、区民として何をしたらいいのかというのはなかなか難しいところで、直接の本当に困っている人に助けたりということはありませんけど、区民として何か取り組めるの

か、基本的には行政のそういう施策がやっぱりあるべき方向に向かっているので、そういう方向で住民も理解していこうと。一つは、ホームレスがその状態なので、今、加えられているかもしれないけど、それは一つのプロセスの途中なので、むしろ地域の中には家に屋根の下に住んでいるけど、非常にそれに近いというか、社会から完全に孤立して暮らしているような方もたくさんいるんだという話も出てきまして、単にそういう屋根を乗せたか、路上かということだけじゃなくて、暮らし方そのものを考えると、地域の中では潜在的なホームレス化、ホームレスに近いような状態の方もいるんだと。そこら辺をよく考えていこうということで、話をつなげていったんですけど、ですから、公園に関しても一応行政の施策の中には、資料はないんですけど、単なるホームレス支援ということだけじゃなくて、地域の問題というか、地域環境、公園などを含めた地域環境の問題として、その理解を得るといような項目がやるべき、行政としてやるべき項目として入っていたと思います。

ですから、そういったことを思いつつ、住民と行政でやっていかなきゃいけないというぐらいの具体的な提案というのは出てないんですけど、そのレベルです。

ですから、むしろ、環境問題の中で、実際、公園などで児童公園などにそういった方がいたりする、大きい公園もそうですけど、ちょっと区で公園の管理の仕方も違うとか、いろいろあるようですが、少しは出たのかとも思ったんですが、いかがですか。

鎌田委員　鎌田でございます。

私も第3分科会の方で、一応、公園について議論をいたしました。今、区の方からまとめていただいた資料番号2の方の2ページ目の中項目の5、みどりと水、太陽の豊かなまちの魅力ある公園づくりの推進と、これはまず第4分科会さんの方で議論されたことだと思うんですけども、私どもの方もこれは同じような問題ですけども、第4章、第13の方で公園・公共施設をみんなで育てようという、105ページの方にあるわけですけども、同じような問題なので、同一的にこれはあわせて考えていきたいと思っているんですけども、当然私たちも議論の中では、ホームレスの話は決してなかったわけじゃございません。今、先生がおっしゃったように、地域の人たちが自分たちの本当に理想的に使える公園にそれぞれ、公園というのは皆それぞれ大小特異性があるものですから、本当に地域の人たちでもって行政と一緒に使い勝手のいいものに、再利用を主張していこうと。そういう中で当然、ホームレスの問題も絡んでくるんじゃないかと思うんです。あえて、ホームレスという言葉は使わなかったんですけども、中身の意味にはそういう事柄も包含し

た考え方でとらえていただきたいとこんなふうに私は考えております。

以上です。

卯月会長 小宮さん、手を挙げられていましたね。

小宮(一)委員 区民会議とは離れるんですが、成富委員がおっしゃいましたホームレス支援制度ができるときに、新宿区がパブリックコメントをしました。そのときに私はインタビューをして、申し述べさせていただいたんですが、図書館とか、公園等の区の施設にいるホームレスの方々というのは、ちょっと人道とかそういう問題と分けて考えないといけないんじゃないかと、こういう意見を申し上げました。

それに対して、新宿区の見解は、そういうことであると。したがって、ルールをきちっと図書館にしる、公園にしる、表示しますと。表示して、やはりルールを守ってくださいということを入権を侵害しないような形で一つずつその管理者が対応するようにいたしますと、こういうことで回答をいただいております。

私は、この問題は、やはり例えば図書館にしましても、圧倒的多数の人がたった1人の人ために、非常に言うなれば、集中できないような状態になるということでありますから、これは日々の出入りの業務の中で、やはりきちっと対応していくべき問題ではないかというふうに思っております。

以上でございます。

卯月会長 安田さん、どうですか。

安田委員 安田です。

元にちょっと戻るようですけども、開発がこれからもいいのか、それとも現状を維持するのか、はたまた修復していかなくちゃいけないのかという大きな議論というのがあったのかどうか。イエスかノーかというのは大変難しい問題だと思うんですけども、私は開発にしる、今後どうするかにしても、判断基準というのは私なりに持っているのが一つございまして、それはやはりラインホルド・ニーバーも言っていますし、中江藤樹も言っていますけども、やはり残すべきものは何か。そして改めるものは何か、新しく取り入れるものは何かという、この峻別が大事だということが名言だと私は思っています。

そういう中で、もし何か判断するときは、開発なのか、それともはたまたどうなのかという部分の中では、やはり20世紀は先ほど効率の問題が出ましたけども、私はキーワードは20世紀の効率のキーワード、そして最大なるキーワードはもう後退しているんじゃないかと。21世紀に入ったキーワードというのは、やはり最適化であり、共生であると

ということがよく言われていますから、これの一つの大きな判断基準の物差しではないかと思っています。

そういう中で、この新宿という部分が今後も開発を進めるべきだろうかと、大きい立場でいやそうじゃない。もう維持していこう。むしろ部分的には修復していかなくちゃいけないんじゃないかと。私は個人的には、もう開発はこれ以上進まなくていいんじゃないかという個人的な部分もありますけども、やはり経済的な問題とか、いろんな問題があるとしても、やはりある程度コントロールをしていかなきゃならないときに入ったんじゃないかなと、そういう中で個々の地域において、ここはもう少し開発をしていこうと。例えば、新宿の問題なっております西口のこっちの方のいろんな細かい商店がありますよね。あれはあれでいいところもあるかもしれませんが、もしあれでしたら、開発という問題、なかなか難しいかもしれませんが、そういう部分的な部分の中で、多分、地区協議会や住民の方が賛意を得た部分が、やはり後世にもそれほど憂いを残さない部分じゃないかなという気が、先ほどのおっしゃっていましたが、やはり開発の場合には必ず、やはり地域住民の人たちのコンセンサスというものが基準になって、それが共生の部分じゃないか。それから、最適な部分じゃないかと私は思っております。

ですから、そういう意味で、今後のこの部分というものを私はどのように議論されたか知りませんが、もし、お聞かせ願えれば、これ以上、もっと開発が必要なのかどうか。いやそうじゃないだろうと、その辺の議論があったかどうかをお聞きしたのでございます。

山下委員　　山下です。

第3分科会、非常に広範な議論をしまして、中身で班別に行っているということがあって、初め全体の意見をして、そして班別に分かれて、また全体で議論をするというような、3回ぐらいですかね。おおむね3段階ぐらいでやっていたと思います。

その開発に関しては、比較的、区民会議という立場からやったり、地域の視点が非常に強くて、それで、地域の中で、例えばその大きな開発、あるいは将来的なビジョンを描くということについて、ここへきょうはみどりと景観の話ですけど、それらも含めて、やはりうちの地域ではこういうふうにしたいというところを地区計画というやり方がありますので、できるだけそういうものを使ってまちごと、あるいは地域ごとにやはり小さなレベルですけども、マスタープラン、将来ビジョンをきちんとつくって、それに従うような開発をするべきであろうという議論はありました。

それから、新宿全体をどうするのか。例えば、先ほど象徴的でした超高層ビルをどうするのかという話なんですけども、基本的には、現在、新宿区でも高さ規制を定めていますので、あれはやはり守るべきでしょうという議論ですね。それが基本だと思います。

ただ、高さ規制のルールの中に、大規模な敷地の場合はそれを外すみたいな逃げ道がありますけど、それも変だろうと。それをどうするかについては、やはり地域で決めるべきであって、ただ面積が大きいか、それを行政とのデベロッパーとの判断の中で、それをただ定積として許してしまうのは変でしょうと。やはりそれは地区協議会、あるいはその地域で地区計画、先ほど申し上げたまちづくりビジョンの中でどう扱うのかを議論すべきでしょうということまで行いました。

その高層ビルについては、かといって、白地の部分はどうするのか。あるいは、新宿駅の周辺ですね。この分については、これは多分、新宿区全体の都市経営ということに絡むところがあるでしょうということで、今のところ、そこを議論していたグループは、比較的前向きに、積極的にその部分はとらえていいんじゃないかということがあります。

ただ、余りその勢いを周りに波及させていいのか議論についてはよくわからない。

もう一つの議論は、地区別にやるにしても、うちの地区はこれ高いビルはいいけど、隣地区はだめというときにどうするのかという、不整合な部分が出てしまうとかありますので、それについては地域のことを考えるときも、横の連携なり含めて、やっぱり新宿区全体での中の方針といたしますか、調整が必要だねというところは来ています。

卯月会長　先ほど、野尻さん、手を挙げられましたか。

野尻委員　野尻でございます。

景観は区民共有の財産ということで、先ほどからいろいろ多々お話を伺っておりますけれども、この提言の　がまさにそれでございますして、ただいま、地区協議会の都市マスタープラン担当部会では、昨年10月からずっと検討しているところでございます。

各地区協議会が、今後ともこだわるのではなくて、まさに景観計画を前進させるといいですか、担い手となって、先ほどおっしゃられましたように、ほかの地区との連携を組んで発展的にかかわっていく必要があるかと思えます。

それで、1番の少し各論になるんですけれども、地域からの視点からそういう景観資源の調査発掘ということで、提案内容のところには景観コンテストというのがございます。これ大変に有効だと思っております。新宿区では平成9年から3年ごとに景観まちづくり賞というものをしておられまして、私も3回目に参加させていただきましたけれども、大変

私自身は得るところが多く、ただそのとき残念に思いましたのが、区民からの賞への反応ですね。参加が非常に寂しかったんですね。3年ぐらい前ですから、そういうことがあったと思いますけれども、昨年来、先ほどからの地区協議会での都市のスタッフなんですね。検討で段々と地域の方々が景観まちづくりに関心をもって、関心が高くなってきたと思います。これをとらえて、実施していくということがまさに地域からのコンセプトと言いましょうか、に合致するのではないかと思いますので、ぜひ、これは実施する方向でと思います。

以上です。

卯月会長 はい、ありがとうございます。

それでは、さっきちょっと宿題になっていました第4分科会のみどりとか、資源とか、そういったことについて、ちょっと小宮委員、お願いします。

小宮(徳)委員 お手元に資料ございますので、ざっとご説明させていただきたいと思っておりますけども、大項目の のまちの記憶の再生と環境の創造という部分だけが入っていますが、やはり総合的に考えなくてはというふうなことは、一つ大きな議論になります。

下には、先ほど申し上げたように、みどり、環境、リサイクルという本当の環境ということで、議論をしてきましたので、ちょっと細かくなったり、全然細かくなかったりしている部分もありますが、それでまず、中項目のところをごらんいただきまして、5、6、7、8、9、これが私たちの第4分科会の計画です。

5番目のみどりと水、太陽豊かなまちと、それから6番の人間本位の生活環境を重視したまちというのは、比較的、私たち新宿区に住んだり、仕事をしたりしている中で、身近なことを中心に話をしております。

それから、7番、8番、これはどっちかといいますと、テーマとしては地球環境問題とか、資源循環というのは明日どうのこうのではなくて、我々の思う先祖代々の中で新宿よくしていこうぜみたいな話の中でやっております。

それから、9番のE c o E c o、そういった先のすべてが言葉ですね。ずっと続けていかなくちゃいけないので、そしたらどうするんだということを考えております。

提言の小項目のところを簡単にご説明をします。

魅力ある公園づくりの推進というのは、一つは、みどりはどこにという場合のことを考えてください。公園と2番目の街路樹、それから、4番、5番の住宅の生垣とか、あるい

はビルの壁面・屋上緑化とか、そういうふうなことも我々の頭にまず出てくるのかなという感じがします。

先ほど、お話にございましたけども、その他ことでいっぱいあるんじゃないかと。確かだと思います。さっきちょっとお話聞いたんですが、実はバス停のところにみどりをやろうみたいなお話もあるようで、恐らくこれからどんどんそういうふうなみどりはどこにあるのとみたいな話は変わっていくと思います。我々の中では、公園とか、街路樹とか、住宅・ビル、それからそういった病院とか、そういったところにやっ払いこうというふうなところでは。

それから、のところは、水辺の空間、これは先ほどから出ていますけども、やはり水はすごく大切に、これはどちらかと言うと、都市計画とかそういう部分のことが起こるかもしれないけども、自分のうちのそばになるべく近いところにきれいなところがあるという思いはすごいです。ですから、都市計画というものは非常に大切ですけども、やはりこういう考え方の地域の我々の検討した結果としてごらんいただければというふうに思います。

それから、そういう状況を整備されても、やはり横を歩いていくぐらいで散歩のためにつくる道ですから、なるべくやっぱり歩けるところと一緒に考えてほしいねということかなというふうに思っています。

それから、中項目の6番の人間本位の生活環境、ここはどちらかと言うと、言葉はちょっと正確ではありませんが、先ほどのところは自然との共生みたいなイメージなんですけども、6番はどちらかと言うと人工的、自然ではないようなところもよくしたいねというところでは。

一つ、はごみですね。これはごみのない方がいいに決まっているということで、ごみを今よりもっと少なくしようということです。

それから、安心して歩きたくなるまちづくりの推進ということで、これはどちらかと言いますと交通の話をしてしています。安全・安心とかいうふうなものがありますけども、ここでは交通の話をしていて、狭い、昔、子どもたちがいっぱい遊んでいたような道に今車が入ってきたりしているねということですね。なるべくやはりその昔のいいところは、先ほどからも出ていますが、残そうという話をしてしています。

それから、3つ目は、これはちょっとわからないかもしれませんが、美しく潤いのあるまちづくりというのは、どちらかと言うと、景観とか日照とか、要はそういった部分

の話だと思えます。ですから、中高層の話も出ていますし、あと、右側の方に書いてあるんですけど、何とか町名という町名なんてすごくいいね。残そうよとかですね、そういう話になっています。

それと、4番目は、これは外国人の方が多いとか、あるいは少子高齢とか、社会とか、そういうこともあるので、環境政策というか、そういったものもいろんなことがあるような前提で物を考えていきましょうということでございます。

それから、7番目の持続可能な資源循環型社会、これは拡大生産者責任の徹底。です。詳しいことは私もわかりませんが、生産者の己の生産をして、それからそれを皆さんがお客様がお買いになって使って、また廃棄しているんです。その捨てるところまで生産者がきちっと責任を持ってやるということがいいんですけども、そういったことを新宿と一緒に国に働きかけて、何とかそういう仕組みをつくとごみが減るよというふうなことですね。

それから、あと今3番はここに書いてあるとおりですが、2番のごみの削減目標値、これは私たちも協議会の中でなかなかデータを集めることができなかったこともあって、わからないところもあるんですが、やはりきちっと決めて、10年、20年先の話をするわけですから、それを達成するためにどうしようかということで、もう一回、今横並び、ちょっとこうなっちゃったという感じありますけども、もう一回はそれが大切じゃないかというようなことでございます。

それから、8番目の地球温暖化防止、ここは の新宿エコアクション、これは壁側につけているんですけども、ISO14001、それからエコアクション21、環境省からもいろいろありますけども、なかなか難しいところがありだということで、特に新宿区は中小企業所がたくさんあるということなので、そういう中小企業者の方々ができるようなものを、新宿版のエコアクションをやろうと。それから新宿に住んでいる方々ができるようなエコアクションをやろうよということでございます。

それと、新宿の特徴は、昼間人口、80万人と言われてます。ということはたくさん家に帰っちゃう人がいるということなんですけども、こういう人たちは昼間しかいないものですから、環境の教育とか、あるいは情報の共有化、こういうものをすごく大切だねというふうなことをよく言われます。

それから、 の重点地区・テーマ、ここは歌舞伎町あり、公園あり、新宿区の超高層がいろんな顔を新宿は持っていますが、この辺から考えると、やはり地域ごとに重点地区を

決めて、そのテーマを決めてやっていきたいと思います。

それと、新宿区がやられています、率先的にはもちろん新宿さんやられています、率先して区がやらなくてはいけないということ。あと、23区でやっぱりいいものは、どんどんやっていこうと。そうすると、新宿区がやったとかではなくて、もっと大きい一般的な仕組みになってくるんじゃないかということでございます。

それから、9番は、これは地域通貨とありますが、エコマネーですね。エコマネーを導入したらどうかということと、あと、環境配慮評価制度、いいことをやっている事業者とか、あるいは区民の方というのはきちっと評価をしましょうということでございます。

いずれはそういう事業者ですけども、グリーン入札、環境に配慮したような品物を一生懸命つくっているところは、区が率先して、優先して買ってあげようじゃないかというふうなことです。多分、そのことで、今、第4分科会の中を簡単に申し上げましたが、基本的には3つの市民というふうな考えの前提でやっておりまして、区民、それから事業者、事業者というのはNPOさんとかいっぱいありますが、それとあとは新宿区と。こういった方で一緒にやりましょうということを進めておりますので、比較的本文と言いますか、こちらの提言書をもらっていただければわかりますが、私たちを楽させちゃだめだよというところが随分ありますので、若干、そういった細かい話になってくるかもしれませんが、考え方は非常に先を見ながらやっているという部分をちょっとご案内、ご紹介して終わりにさせていただきたいと思います。

卯月会長 はい、ありがとうございました。

それでは、今のご紹介があった中項目の5番から9番あたりを中心に、ちょっとずれても構いませんけれども、中心に少し議論をしたいなと思うんですが、どなたかご質問、ご意見ございましょうか。

藤乗委員 第2分科会の藤乗です。

この中項目の5番に入るのかなと思いますけれど、みどりと水、太陽の豊かなまちの中で、先ほど来出ておりますように、みどりの必要ということで、みどりをふやしていこうということなんですけど、それを意図的に私も賛成です。

ただし、このみどりをふやしていくというか、そういうふうになりますと、今後、管理ということが問題になってくると思うんですね。ただ木を植えればいいのか、花を咲かせればいいのかもわからないけど、そこには雑草も出てきますし、そういうものの管理についてとかは、何かご意見は出なかったんでしょうか。

卯月会長 小宮委員。

小宮(徳)委員 ご説明しなかったんですが、今の右側、具体的な提言内容のところにごく一例として書いてありますが、周りの管理運営ですね。これもやはり地域住民とか、ボランティア連盟とか、NPOとか、もちろん区も入るんでしょうけども、そういったものでちょっと見ていかないとだめだねというふうなことのお話がありました。

具体的にどこというのはなかったの。

藤乗委員 すみません。一つ、これはNPOとか、ボランティアという活動はもちろん私もいいと思いますし、すばらしいと思います。

ただ、今、ちょっと公園のことで一つ、私が最近、疑問に思ったことがありまして、公園課の方に電話いたしましたんですけど、と申しますのは、私がよく通る児童公園がございまして。そこに雑草がやはり生えてまいりまして、そこで私のお知り合いのお子さんが足をとられて骨折したんですね。小学生がね。それで、雑草ね。その方に、私、ではあなた、その公園のところに行って雑草でもむしっとかないといけないわねなんてお話ししていましたら、よく通ってみますと、いつもお掃除する方がいらっしゃるんですよ。ごみだけを集めているんですね。もちろん丁寧に管理はしているんです。ですけど、雑草は抜かないんですよ。私、不思議に思いまして、公園課の方に電話いたしましたら、何かそういう契約にはなっていないんだそうです。その方はごみだけを集めるということで、雑草とかに関しては、契約外だということなんですよね。公園課の方がおっしゃいますには、お客様のようなご家庭でのこと等がそういう公園の管理とはちょっと違いますからとおっしゃられたんですけど、ちょっと私にしてみれば、同じ契約して賃金払っているのに、なぜごみだけで雑草が抜けないのかというのは非常に疑問に思ったんですけども、これからもし管理とか、そういうのをするんでしたら、すべてごみも雑草も一緒と考えるような管理をしていった方がいいんじゃないかなと思いました。

卯月会長 川井さんが先だったと思いますので、ちょっと川井さん。

川井委員 大久保地区協議会の川井です。

大久保地区は、非常に変わったところで、歌舞伎町があり、それから職安通りですね。非常に外国人が多いんですよ。それで、大久保小学校と言われるところがありますけども、そこは半分以上が外国人なんですよ、それで、その町会長さんもどうやって一緒にやっていったらいいかということ非常に心配しているわけですよ。それで、この前は防災訓練をやりまして、一緒に共同でやろうということをやったんですけども、余り参加

者は少なかったらしいんですけども、そういうことについて、こういう審議会としてはどういうお考えを持っているか、ちょっとお聞かせ願いたいんですけども、これから外国人と一緒にやっていく上においては、どうしたらいいかということで。

卯月会長 説明は、小宮さんのところのあれで申しますと、中項目の に対する区民会議ではどんなふうに議論されたかということによろしいですか。

じゃあ、この、 についてちょっと。

小宮(徳) 全部私も覚えていないので申しわけありませんけども、とにかくお伝えするというのが一つです。要するに言葉とか、それから機会とか、そういったものが理由なんです。本当に身の回りのことでお話したいと思いますけど、今おっしゃったようなことを本当に外国人の中でありました。具体的にどうするというのはあるかもしれませんが、僕としては間違いなくやった方がいいということで、そんなところなんです。

卯月会長 第3分科会に出ましたけども、何かあります。紹介。

川井委員 直面してみないとわからないですね。

卯月会長 第3には私も出ていましたけど、外国人が多く住んでらっしゃるところのゴミ出しのルールが守られてないというふうなことをかなり強く指摘されていまして、

川井委員 それはありますね。

卯月会長 まずもって、今もお話があったように、こういうルールになっている。どうなんだということをまずきちっとお伝えするようなコミュニケーションを図らないことには、ただ、しょうがないということはかなり言われていました。いわゆるその景観という建物の、景観だけではなく、目の前にある手前の醜いもの、たくさんあるではないか。看板も含めてごみも。そういう問題の中で一つそういう外国人がルールを守らないのではないかとということが指摘されました。

いいですか。はい、どうぞ。

高野委員 今の話で、たまたま前回、 章の方の1から7やって、それ以降の13までの部分に、多文化共生というパートがありますので、そこでもしよかったら、その話をちょっともう一回再現していただいて、話し合っていた方がいい方が。そこにはちゃんとその辺の外国人に対するここにも書いてあるように、人権を尊重しているんなことが書いてありますので。

川井委員 こういうものは私、言っていますよ。協議会でやっています。

高野委員 さっき先生が話していた夜間にごみを捨てるのはだれのせいなんだという

ことを調べてみたら、外国人も捨てていたけど、ほとんど日本人が多かったと。外国人が悪いんじゃないんです。

成富委員 その話は僕も聞いて、監視活動をやられたところがあって、要するにごみの不法投棄が多いので、そこを廃止してごみ置き場を移したんだけど、そこに捨てる者が後を絶たないというので、監視活動を小屋みたいなのをつくってやったらいいんですけど、違反をしているものをつかまえて確かめたところ、1人の外国人もいずに、遠くからやってきた日本の方だったという話は聞きました。ですから、これは外国人の方のそういう地域ではやはり、ルールを守らないという話も多いので、別に日本人がやっていると決めつけることもできないので、例えば日本の人とやはり地域全体のルールとして考えていかなきゃいけないのかなと。実情はちらっとそういう話を聞いたということで、ちょっとつけ足しです。

卯月会長 今回のことに関連することですか。鎌田さん、さっき手を挙げられたのも、これに関連することですか。じゃあ、まず鎌田さん、最初に。

鎌田委員 鎌田です。

先ほど、藤乗さんの方がお話がありましたね。この問題は、先ほど私、申し上げたように、我々第3分科会の方でもその点も含めて議論をしておりますので、第4章の恐らく後半の方で公園の問題として出てくるんじゃないかと。

現在、新宿区には、児童公園と今までは称するのが61カ所、普通の公園と称するのが90カ所ぐらいあると。いろいろ聞いてみますと、大小さまざま地域によっていろいろ違うわけですが、今は児童公園というものはないと。一般に全部公園と称するんだそうです。そういう観点から、我々の方もいろいろ議論をしまして、先ほどおっしゃられたようなことも含めて、安全で安心して地域の人たちが使えるためには、公園の施設の見直しと、それから管理運営をどのようにしたらいいかというものもさんざん議論したというようにこの第4章の方で出てまいると思いますので、その方でまたあわせて議論していただきたいと、こんなふうに思うわけです。

それから、申しわけありません。

もう1点、ちょっとお聞きしたいんですが、中項目第5項の中のみどり水、太陽の豊かなまちの中に、水辺の空間創出の内容の中に、妙正寺川、神田川云々と出て、親水公園化とか、それから、先へ戻って、一番最初の中項目の1の水辺と森の復活の中にも失われつつある水の再生とか、玉川上水の復活とか、水辺と森の環とか、幾つも出てきている

わけですけれども、この神田川、妙正寺川は確かに流れておって、非常に大事な河川であり、親水化、公園化ということには大賛成なんですけれども、この河川を聞きますと、管理、工事をしたりする所管が区ではなくて、東京都の方なんだそうです。基本的には、こういう河川には必ず両サイドから、ちょっと私が不勉強で申しわけないですが、管理用道路というものは必ず設けなきゃならないルールになっているんだそうです。ところが実態を見てみますと、新宿区には、川の護岸ぎりぎりまで建物が建っていて、そういう猶予のないところすらいっぱいあるわけですよ。これはある意味で異様だと思うんですね。ですから、理想とすれば、そういう管理用道路及び散歩道にできるような沢沿いの遊歩道というようなものを復活させるということは、私は大賛成なんです。

ただ、親水護岸とか、云々って言っていますけども、きょうみたいなこういう天気のいい日は、非常にみどりも豊かで、水もさらさら流れてきれいなんですけれども、一たん台風なり、大雨が降ったときには、非常に川が暴れて、災害も現実には発生しているんです。その辺との整合性はどんなふうに考えてこれはこういう項目を見いだしたか、その辺をちょっと議論されたかどうかお聞きしたいんですけど、以上です。

小宮（徳）委員　水に親しむということで、第4でも前後で挙げていますが、最近、いろんな気象状況があるんでしょうけど、ずっと雨が降ってちょっと被害出ていますが、残念ながら、降雨量と安全システムについての考えはやっておりません。一切そういう話はなかった。

ただ、今、基準が何ミリとかそういうことがありますので、そういうふうなことがあったときに、そういう下水の整理とか、そういったものは当然のことながらやらなくちゃいけないとは思いますが、そういうふうなことについてはやっておりません。すみません。

卯月会長　さっき鎌田さんが、かなりの方が手を挙げられたんですが、もう1回ちょっと。環境問題とか、5から9の間の内容でございますので。

じゃあ、順に古沢さんからいきましょうか。

古沢委員　古沢でございます。

2点、申し上げたいと思います。

一つは、エネルギーの浪費が目にあまることが多いということを常々痛感いたしております。

例えば、身近なところでは、ドラッグストアとか自動販売機ですね。これも身近なこ

とを申し上げただけですけど、その対策を強化していただけないかと。この案の地球温暖化防止策のところを見ますと、新宿エコアクションとか、重点地区とか、新宿エコアクションですと、まずモデル地区とか、かなりゆっくりスペースでいくようなお考えが示されているなど。もう少し強化した対策をとっていただけないかなとこういうこと。

2つ目は、公害の問題がここには全然出てこない。現在の基本構想には出ていたんです。区民への意識調査を背景にしますと、騒音が半数とかいうようなことがいろいろ書いてはございます。そして、余り問題がないんだなという意識が働かれたと思うんですが、私は余り意識されない方が徐々に人々の体に害を与えてくる。それから、一気に非常に有害だったということが後でわかる。例えば、典型的なのがアスベストとか、環境ホルモンとか、食品の中のいろんな抗生物質その他、農薬の問題、いろんなことがございます。これは無視できない問題として、ぜひ取り扱っていただきたい。公害に対する監視・規制・指導、この辺をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

卯月会長 沢田さん、手を挙げていました。

沢田委員 まず、章の表題なんですけれども、まちの記憶の再生と環境の創造という、非常に奥が深いなという感じがするんですけども、今までの基本構想の項目、章立ての言葉というのは、ある意味わかりやすく、この問題はここの章だなというのがすぐ想像できるような内容だったんですね。区の予算の組み方なんかも、私たち議会で予算の提示があったときに見ると、マンションのここのところはこういう予算でつけてありますと。毎年毎年、そういう形で予算が出てくるものですから、一つ物事を考えたときに、ここの章に入るというのはすぐ関連性がわかるようなそういう章立てにする必要があるかなというふうに思います。

それを見て言うと、すごくしゃれた言葉で斬新だなと思うんですけども、果たして区民から見たときに、わかりやすいかどうかというのはちょっと考える必要があるのかなというふうにちょっと感想なんですけども、一つ思いました。

それから、街路樹の問題で、みどりをふやすという点で言うと、非常に街路樹が重要であるということは、都市計画審議会なんかにも話題になるんですけども、たまたまこの間、都市計画審議会で西口の朝日生命ホールの建てかえで、50階建てのモード学園ができるということが出ていましたね。そのときに、デッキを今、小田急のハルクのところにあるデッキをもっと伸ばして、あの地域全体にしていくんだと。それが 章の後半のところに出

てきているんですけども、その問題が。しかし、一方でデッキは2階になっちゃいますね。デッキということは。それを伸ばしていくということは、1階の部分は暗い感じになってしまうし、逆に街路樹が育とうとしたときに、それが邪魔になるのではないかという議論も出まして、そここのところの折り合いというか、街路樹を大きく育てていこうとすると、そういうことは逆に邪魔になってしまうと思うんですけども、その辺のところの兼ね合いが何か議論があったかどうか、お聞きしたいのが1点です。

それから、あと2点あるんですけども、ごみの問題で、家庭ごみの有料化のことが出ています。これは審議会の中でも両方のそうした方がいいという意見と、いやそうじゃなくて、有料化すべきではないという意見と両方出たということで、報告にもそう書かれていましたけれども、区議会の環境建設委員会でも、その与野党限らず、どちらの方からも出た意見としては、やっぱり今でも例えば粗大ごみなんか有料ですよ。そうすると、ある事件があって、非常に粗大ごみの不法投棄が多くて困っているんだというそういうことになりはしないかという心配の声も出てまして、私もいろいろ区民の方に聞くと、有料化よりも前に、もっとリサイクルとか、分別回収とか、そういうことに力を入れる方がまず先じゃないかという意見もたくさんいただいています。私もそういう意見を申し上げておきたいと思います。

それから、先ほど、3つの市民という言い方をなされていました。

確かに、区民と事業者と行政が協力をしていくというのは、とても大事なことだと思います。

ただ、だけでも、それぞれ市民という同じ言葉で同列でいいのかというと行政は市民とは言わないんじゃないかなというちょっと私、違和感を感じまして、それで分科会の議事録を見ておきますと、やはり同じような感覚の意見を述べておられる方もあったということで、だから、最初は大きい項目に入ったのが、こういった文章の中に入ってくるというふうにも聞いているんですけども、私はその方と同じ感想を持ったんですね。確かに、先ほどのホームレスの問題にしても、とても行政も頑張っていますけれども、NPO方たちがホームレス問題に非常に力を発揮していただいて、それと区民とが協力していければ、もっと前向きに解決できるんじゃないかなというふうに私も思いますけれども、3つの協力というのは大事なんですけども、そこら辺のところ言葉の問題ではちょっと違和感を感じておるところがありましたので、そこだけ申し上げておきたいと思います。

以上です。

卯月会長　　今、まちの記憶と再生というタイトルの問題を別にすると3つ出ました。今、西口の街路樹の問題などありますが、ちょっと考えてみると、すべて分科会で議論しましたか、しましたかという質問ばかりだと、何かしましたか、していませんとそれしなくなってしまうので、まず皆さん、ご意見を言っていて、その中でそれはこの中で議論して、ちょっと論点として違う、こういう視点で議論しましたということがあったときに発言していただいた方が、何か無理やり答えていただくのも時間がもったいないので、ですから、今の3つありましたが、西口の街路樹の問題について何かご発言ありましたら、第3でも第4でも。

山下委員　　分科会ということではなくて、個人的な発言だと思いますが、緑化に関しては、今、いろんな緑化に関する技術というのが進んでいますし、できる上に大きな木を植えるというのは別にできないことではないと思いますので、基本的に全体的なみどりのイメージというのはきちっと言って、あとは技術が解決すると。それをきちっと指導すれば、私はいいいんだらうなと思っています。

現在、埋まっているものについても、デッキ側がよければいいんであって、別に無理やり、木がここにある、ここにまっすぐポーンとやる。言ってみれば、無理やり高速道路を通すようなそういう計画が果たして地域にとって、あるいは人にとって優しい計画なのかどうかというのは非常に疑問だと思いますね。これはよけてすればいい。それはハード側が技術的に処理すればいい問題だと思うんですけど、まずはどうあるべきかということきちっと議論するところから、今後、いろいろやりましょう。先ほど議論は、開発の問題はどうするのかというのがあったと思うんですけども、あれも1個のものをこれをやろうとするから間違えるのであって、これを考えるときに、全体のその地域にとって、これはこれだけ価値があるのか、将来的にこれは害にならないのかどうかとか、そこまで今後、新宿のいろいろな施策、あるいは開発問題を考えるときに、ちゃんとプログラムを総合的に組み合わせるようなことが大切なんだと私は思います。

卯月会長　　今の問題はよろしいですね。

じゃあ2つ目の、ごみの有料化、分別回収について、それについて何か意見があればいいですよ。ありますか。

小宮(徳)委員　　ごみの有料化につきましては、今、いろんな自治体さんがやられている事実がありますし、それをみんな勉強して、いいことも悪いことも多分あるなということなんですけど、ただ意識として、こういうやり方も一つあるだらうという言い方をして

います。ですから、これがすべていいとか、悪いとかというのは言うておりませんので、もしかして新宿区で考えればいいやり方ができるかもしれないね。

ただ、いろんな自治体がやっているの、今おっしゃったような不法投棄ですとか、そういうものもまたきちっと考えながらやっていかなくてはいけないなということだと思います。

卯月会長　　3つの市民は、やっぱり寄本委員に一言、言っていたかかないとちょっと思ったんですが、寄本委員、ちょっと3つの市民について、いかがでしょうか。

寄本委員　　そんなに難しいことではなくて、公務員の方も公務員認識を持ってもらうのと同時に市民であるという考え方を持っていていただく。そういう公務員は我々市民からすれば本当に頼もしい、いい公務員ですよね。そして公務員市民でまたそういう公務員市民が立たれる行政は、行政市民といったようなことにつながっていくんです。企業もそうですね。地域社会の中の一員ですから、企業もやはり市民社会の一員として地域を支えていく、地域のために活動していくといった発想をもっと強めて頂ければ困ります。そういう意味で、企業市民と言っているわけです。3つの市民というのはそういうことでございまして、そんな難しい言い方をしているわけではありません。

それから、ちょっと意見言わせていただいてもよろしいですか。僕から簡単に質問ですけども、地域の公園、これは地域のためにということでございましたね。近隣公園は地域交流の拠点にするというそういう提言でございました。大変結構なことだと思います。大変参考になる事例をご紹介しますと、目黒区のある公園で、二、三十坪の公園の中に二、三十坪の空間を地域に開放しまして、地域の人が生ごみをそこに持ってきて、じゃがいもをつくったりとかしているわけです。子どもたちもそこに参加して、生ごみというものは土に返っていくといったようなことを勉強したりしているわけなんですね。これは公園の一部をそうやって市民に開放する。あるいは、公園以外の使い方を認めるといったようなことは画期的なこととございまして、なかなか公園というと、公園にはそういう使い方のルールがございまして、法律の制度もないではないと思います。でもそういう枠を超えて、地域の人たちの声を聞いて、一部、生ごみの勉強のために、地域に開放することがあってこそ初めて、地域交流の場と育っていったわけです。そういうふうにしてその法解釈をできるだけ断続的にやっていくと同時に、地域の周辺の人たちの意見を聞いて、使い方を改めるという考え方をしていくと。そして、公園なら公園なりの枠にとらわれなくて、もっと総合的というか、いうふうな形になってこそ初めて、よい地域交流の場になっていただける

のでございまして、そういうあたりのことを全体におかなければならないのではないかと思います。これは意見です。

それから、許せる問題は、何年も何年も新宿で皆さんとやっている、新宿区のリサイクル清掃審議会の会長をやっておりますけども、10年近くやっております。今のいただいたご意見などは、何年も出ているご意見ですね。ですから、それを超えて、とにかく実行していかななくてはならないという段階に来ているんじゃないでしょうかと思います。

卯月会長 はい、ありがとうございました。

廣江先生、手を挙げていましたね。

廣江委員 ご発言の直後に、意見と例をお話したいと手を挙げたんですけども、間にいろいろありましたので、ちょっと論点がずれてしまっているんですが、先ほど、外国人の件について、若干、ご参考までに一つの例をお示ししたいのと、私なりの意見を申し上げて、ただ、この件については、また、異文化ということで別途、議論する機会があるそうなので、そこで詳しくお話をさせていただきたいと思います。

どうということかと言いますと、私も百人町出身ですから、百人町、大久保にかけては、もともと外国人が非常に多かったところで、今さら始まったわけではありませんが、その後、日本の経済的な発展、東京、あるいは新宿の経済的な成長の中に、密接に組み込まれて、特に外国人が多く住まわれるようになってきているというのも事実なんです。

私は、第5分科会にいましたけれども、残念ながら産業という視点から、異文化なり、外国人のさまざまな問題どう議論するかということについては、ほとんどできませんでした。その視点も必要だと思っています。

ただ、いろいろ新宿区の例を見ていますと、努力されている方がおられまして、例えば、マンションの供給者で、新宿区内、これを大久保地区ですけれども、外国人向けのマンションを特に供給する。皆さんいやがりますけど、逆をやる。ただし、その方はどうということをするかと言うと、日本のごみ出しとか、東京のごみ出しとか、日本での習慣について、入居者に対してきちり教育をするというのが同時にある。これは何が大切かと言うと、やはり違った環境で育ってきたわけですから、コミュニケーションをちゃんと図るということです。コミュニケーションは、何か自動的な仕組みがあって、それに任せておけばできるというものではなくて、それぞれ努力をしていかなければできないものと思います。ですから、ビジョンの中にも、当然、区民がどういう努力をするのかという目に見えないものの要素も入れる必要があるだろうと思っています。そういう点で言うと、じゃあコミュニ

ケーションは外国人との間だけではないかという、ご意見にありましたように、日本人同士でもないわけです。かなり少ないわけですし、地域の中でもさまざまな問題が発生したときに、もう少しきちっと議論ができて、対応ができてコミュニケーションがとれていれば解決できるものがあるわけです。みどりが大切ですが、学校の中の樹木が垂れ流しでは、ご近所で苦情が出るということは、一方にあるわけです。それが私自身、30年前にあつかったビルに対する議論なんですけれども、余り実際に変わっていないところもあるわけですね。こういう問題をどう解決していくかというときに、やはりコミュニティの中にコミュニケーションを文字通りつくっていかう。というものをどういう仕組みと仕掛けも必要かということと、どういうものが必要かということもきっちり描く必要があるわけです。そういう意味で、一つの例を示して、後半は私の意見として言うので、これは異文化、どういうふうに議論するかは、またお話ししたいと思います、実は私ども慣れていないだけで、諸外国では小学生がそういうことについてきちんと教育の中に入っているんです。これもまたその議論のときにお示ししたいと思います。

以上です。

卯月会長　はい、ありがとうございました。

先ほど、小宮一夫さん、手を挙げられましたね。

小宮（一）委員　私、落合第一協議会に属しております。それで、先ほどのまちの記憶という言葉でございますけれども、皆様の故郷のまちの記憶というのは、それぞれお持ちだと思いますけれども、私は新宿に生まれ育ったもので、まちの記憶というのはまさにふるさとの記憶そのものであります。それを思い起こすということがどういうことなのかなということで、私の例でいきますと、ちょうどこのすぐ裏が落合斜面地になりまして、ここから約2キロ半か、3キロ、西落合というところまでずっと台地になっておりまして、私が小学校に入ったのは終戦の翌年でございますが、その当時、まだ、いっぱいわき水がありました。

ところが、今、ほとんどわき水がないということで、私とすれば、開発はいいかげんやめてほしいなという意見なんです、それで子どもや孫にこの辺の当時の話をしましても、全然ぴんと来ないというようなことなんです、それでもこの辺は新宿の中では恵まれておりまして、ほかの地域と比べれば、みどりも多いところでございます。

ただ、新宿御苑だとか、中央公園とか、決まったみどりと違いまして、年々開発でみどりがなくなっている地域でございます。そういうことで、ここはやはり新宿のふるさとと

というような位置づけが必要じゃないかなと私は思っておるわけなんですけど、ぜひ、例えば、東京都が平成15年に調査した都内のわき水の地域というのは、707地域だそうです。それはその3年前の平成12年に比べて、10減っているそうです。毎年一つずつ水のわくところが減っていると。これは単にマンションがその地に建つんじゃなくて、隣接する土地、あるいはもうちょっと離れた土地でも水の道が切られてしまって、湧水がなくなってしまうと。水が切ってしまうと、こういうようなことでございます。

地域の要望としては、一つ、まだでき上がっていないんですけども、私個人としてはそういうことを強く要望したいなと思っております。

そういうことで、この水を大切にするというようなことの中で、区内にもまだわき水地域もあろうかと思いますが、その辺もぜひ検討していただきたいなと思います。

それから、もう一つなんですけれども、20世紀というのは戦後の再建と開発で走り抜けてきたわけなんですけれども、昨今、建設省が国土交通省に名前を変えまして、高度経済成長を背景としたそのインフラ整備から、美しい国づくりの政策大綱とか、それから、景観みどり三法だとか、あるいは観光立国行動計画というような制度を立ち上げまして、景観向上だとか、地域主体の道空間づくりを支えるこの法制度を整備しつつあると聞いております。私は素人ですが、よくわかりませんが、いづれにしても、建設省というのはどちらかというと、建設ばかりでなくて、いわゆる環境破壊省的な部分もあったんじゃないかなと思うんですが、そういう反省点もあるのかもしれませんが、こういう新しい法制度というのは、やはり地方分権の時代に、市区町村の自主性だとか、住民参加の後押しをして美しく利用しやすいまちづくりを支援すると、こういう精神だそうでございます。

そういうふうなことで、やはりこの皆さんの意見の中で実際に実施する段階になったときに、やはり国の政策というものをよく研究して、取り組んでいく必要があるんじゃないかと思っております。

近年を調べてみますと、一昨年8月に都市鉄道等利便増進法というようなのがあって、駅周辺の開発のために第3セクターに地元とも協力しながら、駅の周りの環境をよくしていくという法律がそうございます。

それから、ことしの1月20日に発足したんですけども、日本風景街道という方策がございまして。これはシーニック・バイウェイ・ジャパンと言われるんですけども、要するに、地域固有の景観とか、自然・歴史・文化なんかの資源を有効に活用して、美しい地

域と道路空間再生を実施して、訪れる人と迎える地域の豊かな交流による地域コミュニティを形成することを目指す取り組みということだそうでございます。

実は、これ3月末でケーススタディとして先行的にモデルルートを全国から募集したんですが、実に全国から72の申請があったそうです。この戦略会議があるんですが、ここで一応、72のルートを全部後押しをして、テストケースとして取り上げるということになったそうです。こういうテーマの中で、一つは例えば、大阪の場合は中之島、大川、御堂筋街道ということで、歴史文化とか、産業だとか、水の都というようなことで新たな観光資源として使うというような、そういうようなルートだそうです。

それから、岩手県の滝沢村というところに松の立派な街道があるんですが、それを生かして周りに広がる雄大な景観とあわせて、地域の誇りを調整させて、コミュニティの形成に役立てようというような趣旨の応募もあったそうでございます。

それから、来年度には、今度は地域の道路とか、公園など、町並みの整備を住民等の民間にゆだねる新しい仕組みを導入する方針もあるそうでございます。

このように、いろんな公園だとか、町並みだとか、鉄道だとか、あるいは季節などについてその自治体を実施するとか、住民の参加の後押しをする施策ということで、やっぱり環境の保全とか、再生というのは積極的に、真剣に取り組まない限り、実際の達成は困難だと思うんです。新宿区もこの点は既に研究されていることとは思うんですけれども、やはりまちの記憶を具体的に呼び覚まして、豊かな景観を享受できる都市を創造していくためには、このような施策をやはり積極的に取り組んでいく必要があるのではないかと、そういうやはり決意が必要ではないかと思います。長くなりましたけども。

卯月会長　はい、ありがとうございました。

安田さん。

安田委員　提言書のページ数で言いますと、169ページの部分なんですけども、文言で恐縮なんですけども、中ごろにいわゆる3Rを実践していかなければなりませんという、この3Rのそれぞれの具体的な文言が出ておりますけれども、例えば、リデュース（Reduce）、それからリユース（Reuse）、それからリサイクル（Recycle）とこの3RということがRだったんだと思うんですけども、このルーツは知りませんけども、いわゆるもったいないという言葉で日本語は美しい言葉だと言われて、世界的に発信したケニアの副環境大臣の方がおられますけど、マータイさんでございます。その方は、それプラス一つ加えて、4R運動ということを実践しているようでございますが、そこに全く、

3つはイコールでございますけども、もう一つ、リペア（Repair）という修理再生というものを加えて4 R運動ということを言われております。何か同じあれであれば、世界的な運動の中に乗っていてもいいんじゃないかなと。だから4 Rでもいいんじゃないかなと私はこう思うわけでございます。

それから、174ページの先ほど来、環境教育ということが言われておりまして、まさに私も素晴らしい部分ではないかと思うんですが、実は174ページを見ましても、プログラムの部分の中ではなかなか具体的なものは見えてはいないんですね。現行プログラムの見直しとか、新プログラムの実施、拡充の見直しとこういうことになっておりますけれども、これはページ数の問題なのか知りませんが、いずれにしましても、環境、応用倫理の中で一番今重要な部分は、やはり皆さんご存じのように環境倫理だと思うんですね。ですから、それと付随していくのであれば、生命倫理というところの双璧が今、これから大事な応用倫理じゃないかと思しますので、この部分の具体的なカリキュラムを通して、少なくとも環境倫理という言葉を出していただいて、それを具体的にプログラム化していただければなと。環境倫理といっても幅広いでございますので、地球の存在からずっと来まして、現在に至っているそういった部分からしますと、結構なカリキュラムになります。そういう意味で、ぜひこれは、早いうちから環境倫理を教育のプログラムに入れば、それなりの効果が出てくるんじゃないかと私、期待しているわけでございます。

卯月会長　はい、ありがとうございます。

津吹委員。

津吹委員　箆笥地区協議会の津吹でございます。よろしくお願いいたします。

お願いなんですけども、1点目が8月24日に出ます都市マスタープランの地区協議会からの提案、あれが特に箆笥は神楽坂という非常に坂のまち、時代を残しているそういう特徴のある地域づくりをしている地域として、地域をやっぱり優先して、ここにありますように、地区協議会を核とした地域の景観、計画ですか、というものを重視してお勧めいただきたいというのが1点でございます。

もう1点が、最後のこの第3の10ですか。すべての人のみならず、次世代が心豊かに安定的に生きて、安定的に生活の質を維持できる社会ということをうたっているんですが、ここをもっと大きくしていただけないかなと。先般、区長と話そう会というのが箆笥地区でありまして、やはり箆笥地区には夏目漱石の歴史問題だとか、いろんなすばらしい歴史が新撰組の歴史ですとか、いい歴史がいっぱいあると。それを何とか残していきたい。次

世代に残していきたいという約2時間、すごく盛り上がった議論がされたんですけども、では、次世代がいなければ、次世代に引き継ぐことができないよね。新宿区は定住住民がふえていって、要は移り変わる世代がどんどん出ていく。それは賃貸住宅の増加ですとか、今まで二世帯住宅、三世帯住宅がやはりなかなか環境、みどりの環境とかいう環境じゃなくて、住環境として物価・経済等、あと相続の問題ですとか、ちょっとこの章からはかけ離れてしまうのかもしれないんですけども、やはりこれだけみどりを水を大切にしていって、いい環境をつくって、じゃあどれだけそれで結果、子どもがふえて、次世代がふえて、いい歴史、いい文化、いい環境、子どもたちに引き継いでいけるのか、やっぱりその議論を一番大切にしていただければ、いいものが最終的に残せるのではないかな。それを除いて、大人だけがいいものをつくったね。満足したね。結果的に、変な話ですけども、大田区が田園調布を条例化してみどりのまちづくりということで、200坪以下に分割してはいけない。その原因で相続税の発端で、老夫婦が自殺してしまったとか。そういう悪しきものも出てくるかもしれない。ですから、逆に言うと、そういう弊害はなくして、やはり次世代、我々の子どもたちがまたそこに住んで子どもを産むことができる環境というのが一番ではないかなと思ひまして、そこをもっと大きく取り上げていただきたいなというご意見を述べさせていただきたいと存じます。

卯月会長　　今の津吹委員のご意見を受けまして、まだ議論していないところがございます。中項目の3、4、10、この3つのところは、第5分科会の平松委員とそれから第1分科会の高山委員からちょっと補足をしていただいて、もう一度議論をしたいと思ひます。

平松委員。

平松委員　　どうも第5分科会の平松と言ひます。

今、ご指摘の点について、まずお答えいたしますと、神楽坂という坂のまちで、最近江戸の坂を歩くというまち歩きが非常に盛んになりつつあって、坂学会、それから日本坂道学会という2つのそういった学会もできておりますが、今、新宿区内で江戸時代の坂を残している坂というのは大体90ぐらいあるそうですけれど、神楽坂界限で、その中で30ぐらいあるんだそうです。坂表というのがありまして、それぞれ坂の由来が書いてある案内板について言えば、新宿区は比較的他区に比べて坂表の多いまちでありまして、特に行政が力を入れているということもござひますけども、ただ、例えば文京区とか、豊島区なんかは、行政が坂の本を出しているんですね。その点で言えば、新宿区の歴史博物館が

坂の本を出したいというふうに思っているようですが、なかなかそれが実現できていないというのは、財政的な問題なんかもあるかと思います。

それから、漱石山房については、区長がトップになってもう既に幾つか、何回か始まっております、私もちょっと1回だけ出たことがあるんですが、今は公園の中の擁壁の崩れを補修するという意味で、7,000万円ぐらいしか予算がついてないんですけど、行く行くは結局にあそこに隣接する集合住宅を絡めていかないと、本当の漱石山房の復元というのはできないんですね。それは相当予算が要ることなので、ただ、あのときに夏目漱石さんのお孫さんの半藤先生のご婦人が来られて、ぜひ、本物の漱石公園をつくってほしいということをおっしゃって、私たち新宿区民としては、漱石が生まれたところと周辺のところと同じ新宿区であるにもかかわらず、本当に漱石山房というのを見るにつけて、非常に寂しい思いをしておりますので、その点、本を早稲田とそれから新宿区内で落合文化村というのがそろそろ大きなテーマになってくると思いますが、早稲田、それから神楽坂の文学者のいろんな足跡をこれからまとめて、案内板などを出したらどうかというふうには私たちも思って、それからしようとしてまいりました。

とりあえず、そんなところでございます。

高山委員　高山でございます。

私どもは、第1分科会と申しまして、前にもお話ししたんですが、子育て、教育、青少年ということに主眼を置いて議論をしてきたわけでございます。この第 章の最後の10番目のところに、すべての人のみならず、次世代が心豊かに安定的に生活の質を維持する社会って、持続可能な社会ということで、そういうものを満たしているふうに題をつけさせていただきましたけれども、本日皆様、議論されてきたこの方向性ような形で、ちょっと提言と具体的な提案についても書いてございますけど、ちょっと抽象的かもしれませんが、先ほど、津吹委員の方からのご指摘がございましたように、子どもが育っていくという環境として、こういうふうにあってほしいという形で提案をさせていただいております。

中身は大ざっぱにいきまして、やはり公園、ただみどりが多くてとかそういうことじゃなくて、やはり子どもが育ったり、地域教育というんでしょうか、そういうところの大きな場でございますので、先ほどからホームレスの話も出ましたけども、安全・安心という要素も確保しながら、こういう形で世代がそこで集えて、年寄りからは経験の話を次の世代の人に、私、また子どもたちは、その人たちが見守る中で自分たちの意思と言うんでし

ようか、考え方に基づいた遊びの場みたいなものができるようなことが望ましいのではないかとということで、将来を目指してという形で提案をさせていただきました。

内容については、ちょっと抽象的かもしれませんが、一つ、私も区民、区及びほかのそういうことに理解のある方々すべての力を借りながら、理想的な新築の公園のような形になればというふうに思っております。

特に、この中ではそういう公園をうまく利用して、各地域の人たちへの情報の場ですとか、年代を超えた、年齢を超えた情報の提供ができる場になるといいなというような提案でございます。

分科会の方では、公園のあたりに茶店のようなものをつくって、そこでお年寄りはお茶を飲みながら歓談する。近くで子どもたち、お母さんが連れてきた子どもたちが遊んでいる。お母さんの方からお年寄りに、どうも言うことを聞かなくてという話が出されると、どこでも子どもたちはそういうふうにしなから育っていくみたいな形のお年寄りからアドバイスがある。それを聞いて、お母さんですね。いわゆる一人で悩むというよりも、そういう形での情報の収集によって、うまく子育てにも利用ができるようになるのではないかとというようなことを目指したいなということでございます。よろしく願いいたします。

卯月会長 はい、ありがとうございます。

それでは、3、4、10を中心にちょっとご意見ございましたら、どうぞ。

はい、野尻さん。

野尻委員 野尻です。

3番の新しい才能・文化を常に吸収し続けるまちというところの提言の1でございますが、この文化というものを担う芸術家の方々の支援はさることながら、区民の一人でも多くの方が文化的なものに触れるチャンスですね。一つでもふやすということになれば、やはり情報センターというものが必要になるかと思えます。

図書館でもよろしいんですけども、特に地域センターは、多様なニーズに対応できる施設を持っておりますし、またその設立目的からも非常に文化・芸術方面の事業が多いと思えます。

常にそういう環境に浸っており、また登録団体の事業の頻度も大変文化的なものが突出しております。そういうことからぜひ、地域センターでの情報ですね。情報センターとしての活用をもっとがベストではないかと思えます。

また、これは区民会議の方に質問ではございませんで、区の方へ質問でございますけれ

ども、文化国際課という文化に関する担当課がございます。文化センターという施設もがございます。そこでは、情報というものについて何か情報センターとしての機能がありますでしょうか。あれば、さらにその地域での情報センターというものがさらに膨らむということになりましょうし、もし、区の方にそういう情報センター的なものの機能がなければ、これからできるであろうその地域での情報センターの活動ですね。機能を総括、集約ということをしていただければと思います。

もう一つございます。

中項目の10番です。ここにおきましては、179ページで中ほどですね。将来のあるべき姿の中ほどです。すべての人のみならず次世代が心豊かに安定的に生活の質を維持できる社会、環境問題、平和、人権、福祉、健康、ジェンダー云々とありますけれども、ここで平和ということがとらえられておりますので、平和教育というんでしょうか。新宿区における平和の推進がなかなかこの提言書の中ではちょっと見あたりませんので、どこかで入れていかなければならないと思っております。

昭和61年に平和都市宣言をした新宿ですし、また、平和啓発の活動をずっと新宿は続けてられておりますので、ただ、果たしてその教育の現場ではどうなのかなという思いがございます。広島では30年ほど前から平和教育ということで、被爆の体験を風化させないために平和教育が行われております。

また、平成3年、たまたまオーストラリアのビクトリア州の教育長ですね。平和教育センターというところにまいりましたときに、既にそこでは平和教育が各小中学校の強制的なカリキュラムの中に取り込まれておりまして、その平和教育というのは、戦争に対する平和というよりも、多民族国家であるゆえでしょうけれども、多民族の共生とは人権ですね。価値観、それに国際理解、環境、すべて取り入れての平和教育だったんですね。そういうことから見ますと、新宿区でもだいぶ多文化共生が図らなければならない時代に入っておりますので、新宿としての協力ですね。平和についての教育をどのようにこれから取り組まれるのかをお聞きしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

卯月会長　2番目の問題は、先ほど、多文化共生のところ、章の後半ですかね。もう一回この場で議論するときがありますので、ちょっととおいていただいて、最初の方の国際文化について、新宿区の担当からそういうものがあるのか、ないのかだけ簡単に、余り長くなくて申しわけないんですが。

事務局　地域文化部長です。手短に。ここで言っております情報センターをつくるた

めに、ネットワークをつくる必要があるだろうというようなことも提言書に出ております。このネットワークにつきましては、財団法人を運営しております新宿文化センターの利用者団体のネットワークづくりなんかを進めております。

ただ、端的に申し上げまして、情報センター的に集中した形で、その地域センターでの文化活動なんかもされておりますので、それらと連携されているかということ、そこまでまだっていないというような状況でございます。

ただ、いずれにしても、情報提供等はそれぞれの施設等でも十分行うということで、ホームページの活用なども進めていくということです。

卯月会長　　まだ初めて手を挙げられた方、もしいたら、そちらの方を優先したいんですが、いらっしゃいませんか。

じゃあ津吹委員、沢田委員というふうにしましょう。

津吹委員　　すみません。津吹でございます。これもお願いになってしまいます。今、出た関連なんですけども、3の新しい才能・文化を常に吸収し続けるまちづくりの3番で、空き店舗・廃校などの空間の芸術目的への積極的な活用と民間施設の認定ということで、実際の廃校を有効活用してほしい。それは私も共通の認識で、逆にこれと並行して、廃校をつくらない。廃校するということは子どもが減るということですから、廃校をつくらないまちづくり、子どもを減らさないまちづくりというのを相反するんですけども、並行して入れていただけたらよろしいのではないかなと存じます。よろしく願いいたします。

沢田委員　　私、先ほどの野尻委員のお話に大変私もそうだなというふうに思って聞きました。賛成いたします。

やっぱりまちの記憶といったときに、新宿というのは、古くから住んでいる方に聞くと、やっぱり軍都だったということで、その軍用地だったところが今、学校になっていたりとか、いろんな公共施設が建っていたりとかする中で、やっぱりそういう戦跡というか、重要なそういうポイントもたくさんあるということですから、そういう部分も活用しながら、平和教育というものを進めていくべきではないかなというふうに思います。

それから、もう一点ですね。180ページあたりですね。持続可能社会というくくりの中で、182ページですね。社会教育会館のことについて触れているところがあるんですけども、その社会教育会館のような施設が時代の流れとともに存在の行き場を失いつつあり云々ということで、見直すべきだというような意見が提言書には載っているんですけども、私はその社会教育会館の役割、存在意義がなくなっているというふうには思って

いないんです。ことしの3月に、新宿区社会教育委員の会議というところが提言を出されておまして、これからの生涯学習振興施策の方向性ということで、副題として社会の変化に対応した社会教育会館の機能とそのあり方についてという非常に重要な提言が出ているんですね。これも区民会議の皆さんと同じように、相当頻繁に会議をやられて、結論を出されているということなんですが、例えば、高齢者のいきがいの問題であったりとか、ニートなんかの若者の問題とか、そういう最近の新しい問題にも対応できるような、そういう社会教育会館としての改革が必要だということで、より一層期待される役割というのがあるだろうというような、そういうような内容になっているんですね。だから、これをやっぱり参考にする必要があるんじゃないかと、こういう視点で、むしろ社会教育会館というのは、地域の中にそういうことを充実できるような方向で、私はこの中で位置づけていくべきだろうというふうに思います。

以上です。

卯月会長　山下委員、いいですか。

山下委員　すみません。山下です。

第3分科会で絡んでいるということで、2点あります。4の歴史の中でのところのまずですね。界隈を生かしたまちづくり、歴史地区の制定ということなんですが、歴史地区というのは、例えば、ここで言うイメージというのは、神楽坂が象徴的でわかりやすいんですけども、神楽坂全体を見ると、街路というか、まちの骨格自身は江戸のままということなんですけども、建物自身は戦争で全部焼けちゃいましたので、古いものでも60年ちょっとぐらいとか、そんなものです。ということで、いわゆる京都とかいったみたいに、伝統的な建物が残っているわけではないんですね。ですけども、そこでは界隈らしさ、神楽坂らしさということで象徴されているものはあるということで、ここで言っている界隈を生かした界隈を保全するようなある制度というものを、新しく新宿区の中でつくれないかという提案がこれですね。ですから、この界隈というのは、それはやっぱりらしさを保全するという非常にあいまいなことはあるんですけども、そこで言っているのはコミュニティ、それから冒頭の方であった昔からの蓄積を生かすということが目的の制度ですけども、これはニューヨークの方で実際に法律化されて、条例化されて動いている。具体的にも事例があるやつの新宿版をつくりたいということですので、これをひとつ改めてやらせていただきたいのと、それから11番なんですけども、地場産業と居住の共存するまちづくりということなんですけども、これは開発地区あたりで多いことなんですけども、新宿から地場

産業2つあると思いますけど、染色関係とそれから出版・印刷の製本ですね。

特にその印刷製本関係については、地場産業ということだけじゃなくて、本来は東京の中のマスメディアですね。メディア関係の非常に重要な発信拠点ということだと思っ
すね。

ですから、ちょっと広い目で見ても非常に重要だと思っ
ていますし、新宿の中でも非常に重要だろうという位置づけで、もう一度見直したらいいだろうということがあります。

ただ、今、状況的に出版関係、印刷関係というのは非常に厳しい状態にあっ
て、この界限というのもどんどんマンション化して、だんだんその産業のにおいが消えていきつ
つあります。

一方で、今の印刷・製本とかいうことのために、道路に来る人が走り回っ
ているんですね。一つ、交通安全的な問題もあって、逆に言うとその部分がどうしてもおざなりにされ
ていたということがあるんですね。ですから、産業の問題とその生活環境、それから、当然ある
んですけど、全部リンクしている地区なんですね。ですから、そういう地区があっ
てということをもう一度確認いただきたいことと、それを面的にとらえて、例えばそうい
う地区があったときにどうするのかというのは、もう一度、改めて区の全体を調べる中で
方向性を位置づけていただきたいということです。

三田委員 だいぶ時間が押してきているので、今までのご意見を伺った上でのそれを
踏まえて話します。

全く違った方向で、2つだけ端的に事務局中心にちょっとお伺いしたいことがあっ
て、審議会の皆様にもお考えいただきたいのですが、一つは、資料のことなんですけど、きょ
う出た資料の資料番号1と2ですね、この流れを考えますと、本来、この番号逆だろうな
と思うんですね。資料番号2のところの区民会議提言項目一覧表というのが非常に精緻に
今までの分厚い提言書が非常にうまく取り込んでいただいて、体系化してきたなど。それ
を踏まえて、資料番号1の冒頭のところの1枚目にございます区民提言書審議用資料の中
でも、その3番目の 区民の提案、区民会議提言というところでもまとめられていること
がありまして、ここでも資料番号2からここに至るまで少し抽象化されています。しかし、
網羅的にいっております。問題で今、ご質問、事務局の人の中でこれだけ動いているので
ご質問したいのは、資料番号1の2枚目ですね。区民提言書を踏まえた新しい計画におけ
る審議項目という資料が出てきて、これが1枚目のかなり抽象化した形でまとめられてい
るわけですけども、これを拝見しますと、一つは非常に抽象化、総合化がなされている。

1枚目までは資料1と資料2の1枚目までは、非常に忠実に区民会議が拾われているんですけども、この審議項目2枚目ですね。この部分については、非常に抽象化と、それから価値の一応強弱をつけている。今の地場産業もございましたけど、産業政策なんていうのは非常に弱い形で、ほとんどカットに近いことになってはいますが、価値観に基づいたストーリーが作成されてきていますね。

ですので、この審議項目という形でまとめられたこの資料というのは、どういう位置づけを持っているか。基本構想、基本計画、都市マスタープランを審議するに当たって、どういう位置づけをもって事務局として提示されたのかということが伺いたいことの第1点です。

第2点は、もっと違う視点なんですけども、いわゆるこの基本構想、基本計画、都市マスタープランというのは、区民との協働によってつくられる行政計画だとかこういうふううたわれているわけなんですけども、現在、非常に精緻に区民の提言という車の片一方の輪っかで利用がされているんですが、協働というのはもう一つは行政の問題があるわけですね。特に、現行の基本計画、基本構想、都市マスタープランがあるわけですから、それに基づいて実際に行政が行われてきたという事実があるわけ、これを離れて新しい構想計画はあり得ないわけです。ですから、協働ということをやれば、車のもう一方の形、つまり、行政自身による現行の行政計画体形のもとでの政策評価とか、施策の評価というものがあって、それを踏まえて区民提言というものもいろいろ議論ができる。それは本日の審議会と非常に実態的な議論が出ましたね。質問も出たし、実態はどうなっているかということ踏まえて、区民も一生懸命意見をおっしゃろうとしているので、そういう足がかりになるためにも、あるいは沢田委員がおっしゃったような施策と財政のかかわり、組織とのかかわりを見るためにも、そういう行政がもう一方は同じに相当する現行の行政系の体系を同時に評価していく。問題点・課題、それをやっぱり資料としてお出しいただくことで、区民の提案書との両輪になって、今後、新しい計画を審議する非常に有効な資料になると思う。ちょっとやっぱり、もちろんこの場合は区民の提言を議論する場なんですけれども、現にきょうの議論にありましたように、それは行政さんが法的主体として担当されている現行の行政計画大綱のもとでの施策ということをもっと踏まえないと議論が成り立たない議論になっているんですね。実際は、それをご理解いただいて、どういうタイミングで行政がそれをやってくれるのか、これをちょっと事務局にお伺いしたいと思います。

以上です。

卯月会長　　まず2つ目の方ですが、2回目かは忘れたのですが、こういうのを出していただいたんですね。もちろん、これをこの審議会の中できちんと報告するという時間はとっていませんが、これを見ながらといいますか、脇に置きながら議論してくださいと言われたような気がするんですが、これ以上の何か別のものを。

三田委員　　私が申し上げているのは、現行の基本構想、基本計画、体系がありますよね。ですので、きょうの議論でも後期基本計画で言えば、第2章、第3章、第4章、第5章が全部関係するようになっているんですね。それが具体的に政策等を提言し、どういう問題があるのかということのを連合施策の中できちっと施策体系のもと、お示しいただくことが必要じゃないのか。それは、国の提言とまた別の視点からの施策体系と絡んでリンクされなければならない。新しく考えるうえでですね。そういうようなことで、ちょっと最初にいただいたので非常に雑ぱくで抽象的で、そもそも現行施策の体系にのっとったご説明というにはちょっとまだ資料不足ではないと。

卯月会長　　この大項目は現基本計画にのっとったものだとこれは理解していますが、ちょっと今、大きな意味での視点がでましたので、じゃあちょっと。

事務局　　それでは、事務局の方からお答えさせていただきます。

初めに、2番目のご質問でございます。

今も会長の方からもお答えありましたけども、一つは、新宿区基本計画のこれまでの主な取り組みと実績の評価、こういったものを最初の資料の提示の中でご説明をさせていただいています。

これについては、必要があったときにテーマごとにこういったものを開いていただいて、こちらの方からも説明するといったふうに思っております。

それから、現計画との関係、今、三田委員がおっしゃったのは、提言内容と現在の基本構想、あるいは後期基本計画、あるいは都市マスタープランとの対応関係がどうなっているのか、そういうことだろうと思うんですね。

私ども6月25日の提言を受けましてから、現在の基本構想と基本計画において、提言内容を拾っているのか。あるいは拾っていないのか。拾っている場合には、どこの章体系でそれが位置づけられているのか。こういったものを全庁的に今、精査をしております。全庁的に精査した段階で資料として出させていただきます、このように考えております。

それから、一番目の資料1と資料2が逆ではないかというところの質問です。一つは、私ども資料2の方で提言内容を大項目、中項目、小項目、それから具体的な提案内容まで

すべてその提言内容をなるべく忠実に、拾って出させていただきます。

ただ、これを最初に説明をすると、なかなか区民会議に出ていらっしゃる方はよろしいんですけども、そうでない方に何がポイントで、どういうことを中心に議論があったのか、その辺のところはなかなか把握し切れないのではないかとこのように思いまして、まずそれをまとめたものを現況と課題、それから区民の意識、意向と提案、それから主な区民の提言のポイントについてまとめさせていただきました。こちらの説明から入っていただいた方が議論として進みやすいだろうということで、今回、前回はそうですけども、こういうような資料の出させ方をさせていただきます。

ですから、この進め方によってご意見があれば、それは資料2を中心に説明していくということも考えていく必要があるかと思っておりますけれども、ただ、具体的に時間のなかでどう説明をしていくのかということになれば、資料番号1に沿ってまず説明をさせていただいたというところでございます。

それから、資料番号1のところ、3のところ、2枚目になりますけれども、区民提言書を踏まえた新しい計画における審議項目という中で、ここでそれぞれの中項目ごとに大きな議論としてどういうところが提言書で示されているのかというところで、私ども、こういったところのポイントを指摘させていただいているということですけども、こういう視点もあるだろうと、ここはこうじゃなくてこっちの方の視点の方がより重要じゃないかと、そういうところがあれば、ご意見としてこの場でいただければ、あるいは意見カードの中でいただければ、私ども、そういうような説明をまたさせていただきたいとこのように考えているところでございます。

卯月会長　　よろしいですか。はい、ありがとうございます。

進め方についてのご意見も意見提案カードですか、書いていただいても構いませんので、よろしくをお願いします。

あと5分ぐらいですので、お一人、お二人、まだ発言できますので、はい、矢屏さん。

矢屏委員　　私、西新宿4丁目町会の矢屏と申します。

皆さんが本当に立派なご意見なのでちょっと、初めてマイクを握らせてもらいます。

実は、先ほどからホームレス、ホームレスとって、私どものまちは中央公園のホームレスのメンバー大勢いるんですよ。ところが、少なくなりました。中山区長も選挙前から、胸張ってどうです、いなくなったでしょうなんて、得意満面としておりましたので、大変助かるんですが、ところが、何があったかちょっとわからないですけど、曜日による

と、食べ物を与えるんですよね。食べ物を与えるから、30人ぐらいだったやつがあつという間に5倍も6倍にもなっちゃうんですよ。150人ぐらい出てきちゃうんですよ。おかしいんですがね。あれは支援団体ってお役所さんにこれ聞くんだけど、よくお役所さん、条例条例って得意の言葉があるじゃないですか。役所には条例があるんだという言葉でああいう支援団体のメンバーがあんなに食べさせると大勢集まっちゃうんですよ。ああいうなくす方法はお役所さんにちょっとお尋ねしたいんですがね。そういう方法はないんでしょうね。そういうことだけちょっと何だか笑い話みたいで、笑うのをこらえているでしょうけど、ひとつそういった点も、私、町会ではホームレスが地下から焼け出されて、非常にアベックで非常にいい中央公園だと、いつの間にかああいうふうに火事があってから、中央公園で集まっちゃったと、そういったことなんですけど、ひとつああいう支援団体でやるから、集まるような気もするんですが。質問のような質問でないような、本当に申しわけないけど、ちょっと

(「ちょっと手短にお願いします」という声あり)

事務局 福祉部長です。

まちの公園や戸山公園でのホームレスにつきましては、16年度、17年度の地域生活移行支援事業というものをやりまして、随分減りました。ただ、まだ残っている人たちがいますし、今のご意見がありましたように、決まった日にさまざまな団体が炊き出しをやっております。この点につきましては、今、福祉の方でも巡回相談だとか、さまざまな形でホームレスの人たちとかかわっておりますので、そちらの方に利用していただきたいということで、炊き出しをやっている団体につきましては、福祉部の生活福祉課、また環境土木部の土木課と連携して、そういう活動をやめていただくようにということで、話し合いを続けております。現在、そういうことで話し合いが続けられている途中だということでご理解いただければと思います。

卯月会長 ありがとうございます。

それでは、最後ということで、よろしいですか、大友さん。

大友委員 大友でございます。

四谷地区の地区協議会をやっています。10番のちょっとポケットパーク等について、ヨーロッパなんかですと、大体何て言うんでしょうか、すごく高層と言うんでしょうか、城壁都市ですから、非常に密集していて高層化がされているようですけども、市民広場みたいな形で広場があると。こういうような何て言うんでしょうか。これからのみんな仲良

くやってゆく、共存する地球を考えるコミュニティという考えと、ああいうのを広場というのは、私必要になるんじゃないかなと思っているんですけども、そこら辺でご検討いただきたいなということです。

卯月会長 はい、ありがとうございます。

よろしいですか。それではそろそろ時間になりましたので、きょうの第 3 章の議論はこれにて終了したいと思います。

既にご案内のとおり、説明する時間がなかったという、あるいは後で少し思いついたということがございましたら、意見提出カードというものをご利用されて、ファクスあるいはメールで次回の審議会の前日までに、区役所の方にご報告いただければ幸いです。

なお、また用紙が必要な方は、会終了後、事務局にお申し出ください。

さて、最後でございますが、前回の審議会で決定いたしました起草部会についてちょっとご案内をいたします。

起草部会の第 1 回を 8 月 30 日の基本構想審議会終了後に開催する予定でございます。起草部会の部会委員は、第 1 回の審議会で事務局よりご提案がありましたこの審議会メンバーの中におきます学識経験者の方々をお願いしたいと思いますので、ぜひご了承をいただきたいと思えます。

以上で、本日、ご審議いただく事項はすべて終了いたしました。

次回は、第 4 回審議会、8 月 30 日水曜日、午後 1 時半から新宿区立教育センター 5 階、大研修室で開催いたします。

内容は、区民会議提言書の第 3 章の検討でございますので、ご準備の方をよろしく願います。

それでは、これをもちまして第 3 回基本構想審議会を閉会いたします。本日は長時間にわたりましてご審議、ご協議いただきましてありがとうございました。